

改正後	現行
<p>(設置)</p> <p>第一条 地域環境の保全に関し必要な事業に要する経費の財源に充てるため、広島県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p>第二条 基金の額は、四億円とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額増加するものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 地域環境の保全に関する普及啓発及び地域の環境保全活動の推進に必要な経費の財源に充てるため、広島県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p>第二条 基金の額は、四億円とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額増加するものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p>

限り、第二条第三項の規定により増加した額の範囲内でその一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。